

ボランティア送迎支援事業

公共交通を補完し地域の移動を支援するため、**社会福祉法人、地区社会福祉協議会、コミュニティ協議会**が行う**ボランティア送迎**に要する経費を助成します。

①活動準備補助

車両用マグネットの作成や
チラシ作成委託料を支援

補助金 10万円まで
(補助率 10 / 10)

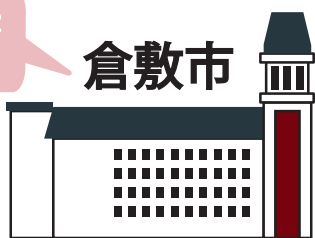
②活動補助

燃料費等
活動経費の一部を支援

補助金 30万円まで
(補助率 1 / 2)

取り組み内容公表
による普及促進

倉敷市



市へ事前相談（電話予約の上来庁）を行った後に、必要な書類をご提出ください。

取り組み
内容の報告

補助

社会福祉法人など



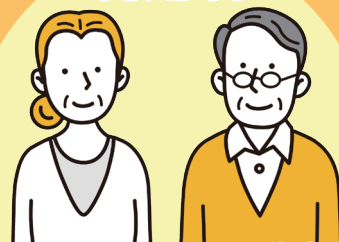
送迎車両及びドライバーの
空き時間を活用して
自ら運行



送迎サービス
(利用料無料)

身近な診療所・
スーパーなど

利用者



65歳以上で、ご自身
で車両への乗り降りが
できる方

ボランティア等により、運送の対価を受け取らない無償（利用料無料）での送迎に限ります。

7月1日から受付開始
(倉敷市令和7年度開始事業)

【問い合わせ】 倉敷市建設局 都市計画部 交通政策課

電話：086-426-3545

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地

E-mail：traffic-pol@city.kurashiki.okayama.jp

対象経費など詳しくは
裏面をご確認ください



①活動準備補助 補助金10万円まで（補助率 10/10）

補助対象経費	内容
車両用マグネット作成費	市の支援を受けていることを自動車に表示するマグネット等の作成費
広告宣伝・利用促進費	チラシ作成に係る委託料等の経費

②活動補助 補助金30万円まで（補助率 1/2）

補助対象経費	内容
燃料費	ボランティア送迎で使用する自動車のガソリン代等の経費
自動車保険加入費	ボランティア送迎を対象に提供されている自動車保険の加入に係る保険料
ボランティア保険料	ボランティア送迎活動中の補償に係る保険の加入に係る保険料
研修受講費	安全運転講習の受講料等の経費
広告宣伝・利用促進費	チラシ作成に係る委託料等の経費

※燃料費は、運行範囲の目的地までに要するボランティア送迎の範囲となります。

※自動車保険加入費は、当該車両にもともと掛けられている自賠責保険・任意保険は対象外となります。

※消費税及び地方消費税相当額については、補助対象外となります。

※「道路運送法における許可又は登録を要しない運送」に適合しない場合は、補助対象外となります（国の通達：道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて（令和6年3月1日 物流・自動車局旅客課長））。

補助金の申請から交付までの流れ



◆◆交付申請時に必要な書類◆◆

①補助金交付申請書 ②事業計画書（運行計画・概算費用等）

③法人等であることを証する書類等

※上記に加えて、別途提出が必要となる場合があります。

書類等は交通政策課ホームページから
ダウンロードしてください。



【問い合わせ】 倉敷市建設局 都市計画部 交通政策課

電話：086-426-3545

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地

E-mail：traffic-pol@city.kurashiki.okayama.jp

倉敷市ボランティア送迎支援事業

